

鳥取県告示第 554 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
鳥取県済生会介護療養型老人保健施設 サテライトはまかぜ	境港市米川町 44	平成 20 年 7 月 1 日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町 東園311-1	北栄デイサービス センターあずま園	東伯郡北栄町 東園329	通所介護	平成 20 年 7 月 17 日

3 居宅介護支援事業所

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町東 園311-1	北栄居宅介護支援セン ターあずま園	東伯郡北栄町東園 329	平成 20 年 5 月 23 日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社室山 商店	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店介護 事業所らご	倉吉市住吉町 72-2	平成 20 年 7 月 17 日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社室山 商店	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店介護 事業所らご	倉吉市住吉町 72-2	平成 20 年 7 月 17 日